

はんしん法人インターネットバンキングサービス ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

2020年4月1日現在

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、はんしん法人インターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード(以下、「ワンタイムパスワード」といいます。)を用いることにより、ご契約者(以下、「ご契約先」といいます。)の認証を行うサービスをいいます。

本サービスを利用する場合は、はんしん法人インターネットバンキングサービス利用規定第2条4. および5. に定める利用者パスワードは利用できないものとします。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、はんしん法人インターネットバンキングサービスを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能(以下、「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。

2. ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション(以下、「アプリ」といいます。)を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末(以下、「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

3. 利用申込および利用開始

ご契約先の管理者が、予め端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、前項の定めによる当金庫所定のお客さまの手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、はんしん法人インターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ソフトウェアトークンの、ワンタイムパスワードの利用期限はありません。

2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失および盗難

1. ご契約先は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

2. 前記1. の場合、ご契約先が、あらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行致します。

3. 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 利用料

1. 本サービス利用料は、無料とします。

2. 当金庫は本サービス利用料変更する場合があります。 変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。 ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該利用者に関し、はんしん法人インターネットバンキングサービスの利用を停止します。はんしん法人インターネットバンキングサービスの利用を再開するには、管理者が所定の手続きにより解除処理をおこなってください。

4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
4. 前記1. から3. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

第10条 譲渡・質入等の禁止等

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、はんしん法人インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

1. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上